二五　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二九　72　三七

二六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　三〇　74　六二

二八　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　三〇　74　六三

二九　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　三〇　74　九六

三〇　保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を定める件　三〇　74　一〇九

三一　保険業法施行規則第八十八条第五号等の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十三号の一部を改正する件　三〇　74　一〇九

三二　保険業法施行規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））等の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十五号の一部を改正する件　三〇　74　一〇九

三三　保険業法施行規則第八十七条第二号二等の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第四十八号の一部を改正する件

○金融庁、法務省　三〇　74　一〇九

ニ　社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件　三〇　74　一一〇

○金融庁、法務省、財務省

ニ　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二三　65　六一

○金融庁、財務省

一　保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の規定に基づき、平成二十三年金融庁・財務省告示第一号の一部を改正する件　三〇　74　一一〇

○金融庁、財務省、経済産業省

ニ　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件　二九　72　三七

三　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三〇　74　一一〇

○金融庁、厚生労働省

三　労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件の一部を改正する件　二三　65　六二

四　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件　二九　72　三八

五　労働金庫法施行規則第百十七条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件　二九　72　三九

○金融庁、農林水産省

五　農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件　一六　三

六　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件の一部を改正する件　一六　三

七　水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件　一六　四

八　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者を定める件の一部を改正する件　一六　四

九　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件　二九　72　三九

一〇　農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件　二九　72　三九